



五管区水路通報第31号

322項-332項

令和6年8月9日

- [索引](#)
- [通報各項](#)
- [有効通報一覧](#) (直近3ヶ月以内に限る)
- [参考情報](#)

※ 本通報に使用している経度、緯度は[世界測地系\(WGS-84\)](#)に基づいています ※



五管区水路通報のバックナンバー（本年分）になります。
昨年以前のバックナンバーについては[こちら](#)をご覧ください。



五管区水路通報に関する説明事項をまとめた解説です。
ご利用の際にあわせてご確認をお願いします。



水路業務法に基づく許可を受けた水路測量をこちら※に公示しています。
公示されるものは五管区水路通報への掲載を省略しています。
※第五管区海上保安本部の管轄区域内（以下、管内）に限ります



管内において定例的に実施されている小型船舶実技講習、ヨット等レース（練習を含む）などの実施
区域をこちらにまとめて掲載しています。
ここに掲載されていないものについては五管区水路通報で情報提供いたします。



管内の沿岸部に設置されている定置網等の漁具に関する情報を掲載しています。
これらの漁具付近では事故が発生しやすいことから注意して航行をお願いします。
なお、漁業法による定置漁具の概略位置は[海洋状況表示システム\(海しる\)](#)に掲載しています。



海上保安庁または防衛省自衛隊が管内において常時または定例的に実施している訓練に関する情報を
掲載しています
防衛省自衛隊が実施する訓練情報は[こちら\(防衛省\)](#)からも確認することが可能です。



水路通報を文字だけではなくビジュアル的に表示させて確認することができます。
※ビジュアルページは[こちら](#)から（"第五管区水路通報"にチェックを入れてください）

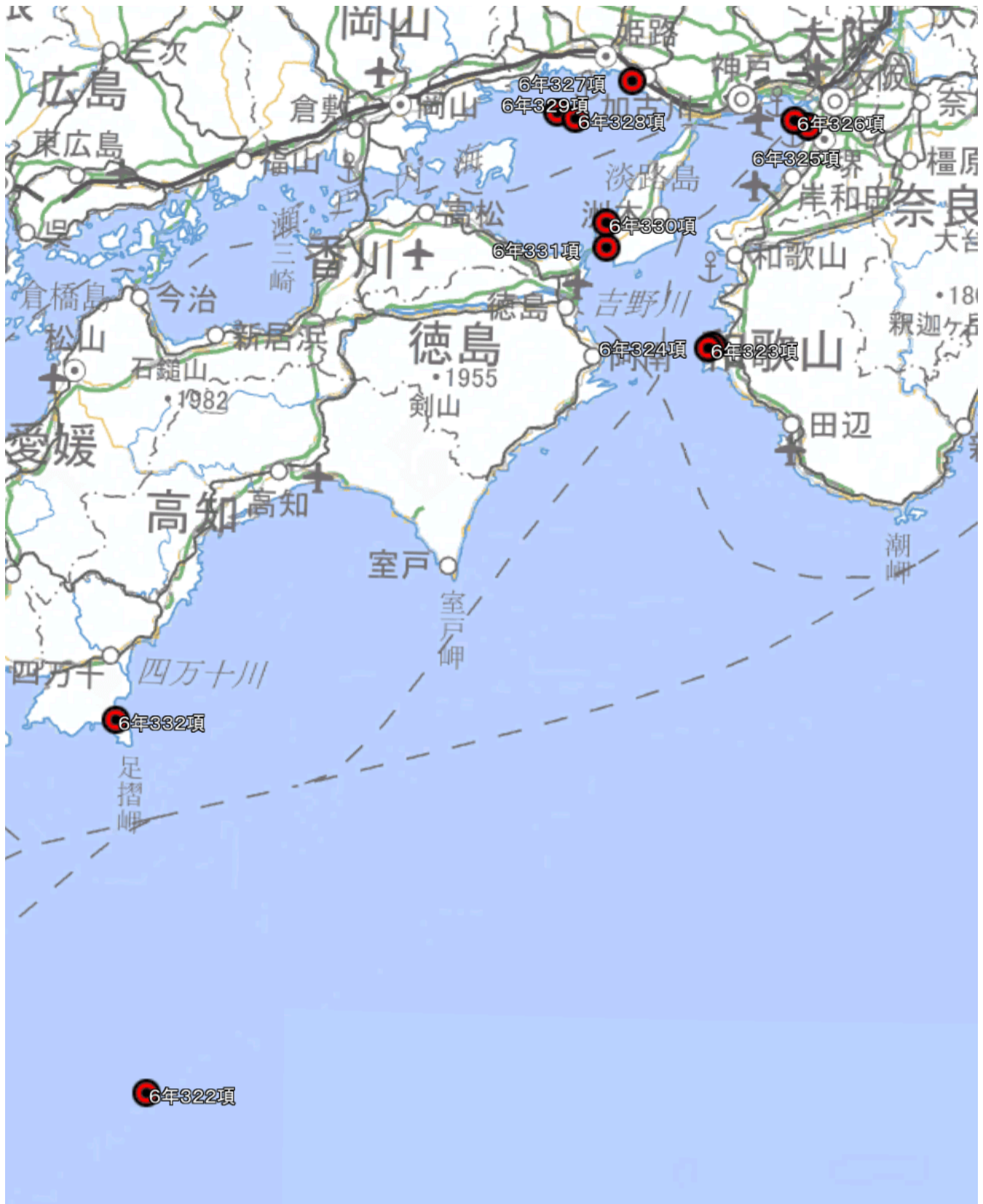
※五管区水路通報に関するお問合せはこちらまで

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1

第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係

TEL: 078-391-6651 (内線2515、2516) FAX: 078-332-6307 (自動受信)

五管区水路通報 31 号 索引図



※背景図(出典):国土地理院 (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)

第 322項	四国南岸	足摺岬南方(リマ海域)	射撃訓練
第 323項	紀伊水道	由良港	防波堤延長
第 324項	紀伊水道	由良港	消波ブロック設置
第 325項	阪神港	大阪区、第4区	水中障害物存在

第 326項	阪神港	大阪区、第1区、第5区及び第6区	掘下げ作業
第 327項	瀬戸内海	東播磨港	ボーリング作業
第 328項	瀬戸内海	家島諸島、男鹿島付近	魚礁設置作業
第 329項	瀬戸内海	家島諸島、坊勢島	防波堤改修工事
第 330項	瀬戸内海	淡路島、湊港付近	魚礁設置作業
第 331項	瀬戸内海	淡路島、福良港	標識灯設置
第 332項	四国南岸	足摺岬北西方	灯台消灯等

★ 6年322項 四国南岸 – 足摺岬南方(リマ海域) 射撃訓練

自衛艦による水上射撃及び対空射撃訓練が実施される。

期 間 令和6年8月27日（予備日28日）0600～1800

区 域 下記6地点により囲まれる区域

(1) 31-48-13N 133-29-51E

(2) 31-42-13N 133-29-51E

(3) 31-28-13N 132-59-51E

(4) 31-36-13N 132-59-51E

(5) 31-36-13N 132-37-51E

(6) 31-48-13N 132-37-51E

海 図 W 1 5 7

出 所 防衛省

[→TOP](#)



★ 6年323項 紀伊水道 – 由良港 防波堤延長

神谷埼南東方において、防波堤が延長された。

区 域 下記2地点を結ぶ線上（幅約15m）

(1) 33-57-15.4N 135-04-58.8E（既設防波堤端）

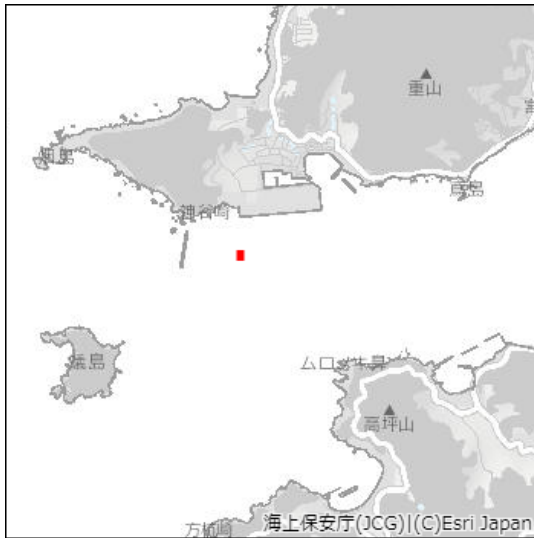
(2) 33-57-13.7N 135-04-58.9E

備 考 港外側は消波ブロックを設置

海 図 W 9 7

出 所 五本部海洋情報部

[→TOP](#)



★6年324項 紀伊水道 - 由良港 消波ブロック設置

宮ノ崎付近において、護岸前面に消波ブロックが設置された。

区 域 下記2地点を結ぶ線上付近(幅約14m)
 (1) 33-57-39.7N 135-06-02.5E (既設消波ブロック上)
 (2) 33-57-38.1N 135-06-01.0E (既設消波ブロック上)

海 図 W97
 出 所 五本部海洋情報部

[→TOP](#)



★6年325項 阪神港 - 大阪区、第4区 水中障害物存在

E岸壁前面において、水中障害物(車両:長さ約3.5m)が存在する。

位 置 34-36-51N 135-25-57E 付近
 備 考 海底からの高さは2m未満
 海 図 W1146(JP共)-W123(JP共)
 出 所 大阪海上保安監部

[→TOP](#)



★6年326項 阪神港 - 大阪区、第1区、第5区及び第6区 掘下げ作業

大阪港北港航路付近において、グラブ浚渫船による掘下げ作業が実施される。

期 間 令和6年8月19日～12月27日まで（予備日含む）

区域 1 下記4地点により囲まれる区域
 (1) 34-38-27N 135-23-49E
 (2) 34-38-42N 135-24-23E
 (3) 34-38-33N 135-24-28E
 (4) 34-38-19N 135-23-55E

区域 2 下記4地点により囲まれる区域
 (5) 34-37-27N 135-21-53E
 (6) 34-37-20N 135-21-59E
 (7) 34-37-13N 135-21-46E
 (8) 34-37-20N 135-21-40E

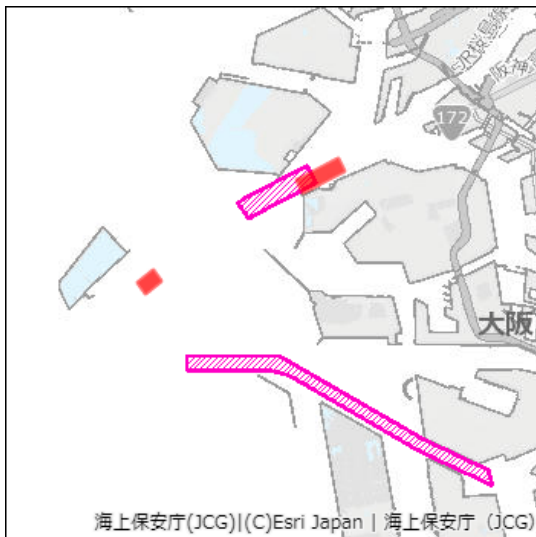
備 考 区域2においては夜間作業が実施される（区域1は昼間作業のみ）

警戒船を配備

海 図 W123(JP共)-W1103(JP共)

出 所 阪神港長

[→TOP](#)



★6年327項 瀬戸内海 - 東播磨港 ボーリング作業

高砂西公共岸壁前面において、スパット台船によるボーリング作業が実施される。

期 間 令和6年8月20日～9月30日（予備日を含む）

区 域 下記2地点付近
 (1) 34-44-44.9N 134-47-24.1E
 (2) 34-44-43.0N 134-47-27.2E

備 考 スパット台船の四隅を示す標識灯を設置

海 図
出 所
→TOP

警戒船を配備
W107(JP共)
東播磨港長



★6年328項 瀬戸内海 - 家島諸島、男鹿島付近 魚礁設置作業

加島付近において、潜水士・ガット船等による魚礁設置作業が実施される。
期 間 令和6年8月19日～10月14日（予備日10月15日～31日） 日出～日没
区 域 34-37-50N 134-35-13E 付近
備 考 施工区域を明示する標識灯を設置
アンカー位置を明示する標識灯を設置
警戒船を配備

海 図 W1113
出 所 五本部海洋情報部
→TOP



★6年329項 瀬戸内海 - 家島諸島、坊勢島 防波堤改修工事

五管区水路通報5年41号364項削除
坊勢漁港(西ノ浦地区)において、クレーン付台船等による防波堤改修工事が実施されている。
期 間 令和6年11月29日まで（予備日を含む）
区 域 34-38-56N 134-31-10E 付近
備 考 警戒船を配備
海 図 W1113
出 所 五本部海洋情報部

→TOP



★6年330項 瀬戸内海 - 淡路島、湊港付近 魚礁設置作業

湊港付近において、起重機船等による魚礁設置作業が実施される。

期 間 令和6年8月20日～10月15日（予備日を含む） 日出～日没

区 域 34-19-22N 134-42-26E 付近

備 考 投石及びコンクリート魚礁（約5m×約5m×高さ2m）計20基
作業船のアンカーワイヤーを浮標にて明示
警戒船を配備

海 図 W150B

出 所 五本部海洋情報部

[→TOP](#)



★6年331項 瀬戸内海 - 淡路島、福良港 標識灯設置

五管区水路通報6年6号64項関連

煙島付近において、下記の通り防波堤の先端を示す標識灯が4基設置されている。

1. 標識灯(赤)設置

位 置 下記2地点付近

(1) 34-14-56.6N 134-42-33.6E

(2) 34-14-56.1N 134-42-34.0E

2. 標識灯(緑)設置

位 置 下記2地点付近

(3) 34-14-56.0N 134-42-32.7E

(4) 34-14-55.6N 134-42-33.1E

海 図 W112(JP共)

出 所 神戸海上保安部

[→TOP](#)



★6年332項 四国南岸 - 足摺岬北西方 灯台消灯等

以布利港沖第3防波堤北灯台(灯台表第1巻3096.8)(32-48.2N 132-58.0E)は消灯し、仮灯が設置されている。

期 間 当分の間
備 考 仮灯は同質のもの
海 図 W108(JP共)-W1220(JP共)
出 所 高知海上保安部

[→TOP](#)



※ 2024年5月9日以降で現在有効な五管区水路通報一覧（直近3ヶ月以内に限る）

W46	2024-30-315
W59	2024-25-278 、 2024-18-215
W97	2024-31-324 、 2024-31-323
W99	2024-30-315
W101A	2024-29-309 、 2024-21-242
JP101A	2024-29-309 、 2024-21-242
W105	2024-29-313 、 2024-20-237
JP106	2024-29-309 、 2024-27-295
W106	2024-29-309 、 2024-27-295
W107	2024-26-287 、 2024-24-270 、 2024-23-262
JP107	2024-26-287 、 2024-24-270 、 2024-23-262
JP108	2024-31-332 、 2024-17-206
W108	2024-31-332 、 2024-17-206
W110	2024-29-312 、 2024-18-216
JP112	2024-31-331 、 2024-27-300
W112	2024-31-331 、 2024-27-300
W123	2024-31-325 、 2024-25-274 、 2024-23-260 、 2024-23-258 、 2024-22-253 、 2024-21-240
JP123	2024-31-325 、 2024-25-274 、 2024-23-260 、 2024-23-258 、 2024-22-253 、 2024-21-240
W131	2024-30-321 、 2024-26-288 、 2024-23-262
JP131	2024-30-321 、 2024-26-288 、 2024-23-262
W134A	2024-21-246
W134B	2024-20-236
JP134B	2024-20-236
W150A	2024-29-309 、 2024-27-295
JP150A	2024-29-309 、 2024-27-295
W150B	2024-23-262
W150C	2024-27-300
JP150C	2024-27-300
W157	2024-27-292 、 2024-26-290
W1103	2024-29-309 、 2024-27-295 、 2024-25-274 、 2024-23-259 、 2024-23-258 、 2024-18-209
JP1103	2024-29-309 、 2024-27-295 、 2024-25-274 、 2024-23-259 、 2024-23-258 、 2024-18-209
W1104	2024-18-214
JP1107	2024-26-285
W1107	2024-26-285
W1110	2024-30-320 、 2024-27-296 、 2024-27-295 、 2024-23-257 、 2024-19-223
JP1110	2024-30-320 、 2024-27-296 、 2024-27-295 、 2024-23-257 、 2024-19-223
W1113	2024-31-329 、 2024-26-288
JP1141	2024-30-320 、 2024-30-319 、 2024-24-268 、 2024-18-209
W1141	2024-30-320 、 2024-30-319 、 2024-24-268 、 2024-18-209
W1145	2024-30-317 、 2024-22-251 、 2024-20-230 、 2024-20-229 、 2024-20-228 、 2024-18-208
W1146	2024-31-325 、 2024-25-274 、 2024-23-259 、 2024-23-258 、 2024-22-253
JP1146	2024-31-325 、 2024-25-274 、 2024-23-259 、 2024-23-258 、 2024-22-253
W1148	2024-23-260 、 2024-22-253
JP1150	2024-24-267 、 2024-22-252
W1150	2024-24-267 、 2024-22-252
W1220	2024-31-332

JP1220 [2024-31-332](#)

W1398 [2024-30-318](#)

[TOPに戻る](#)

参考情報

GIS地理情報の提供について（試行中）



五管区水路通報をKML形式で提供しています。
このデータは五管区水路通報に地理空間情報を組み合わせたもので対応するソフトウェアでの表示が可能です。（※詳細については[こちら](#)を参照してください）

アンケートの実施について



五管区水路通報に関するアンケートを実施しています。
皆様からの貴重なご意見をご提供よろしくお願いいたします。



五管区地域航行警報に関するアンケートを実施しています。
皆様からの貴重なご意見をご提供よろしくお願いいたします。

[海上保安庁海洋情報部](#)

[水路通報](#)

[航行通報](#)

[灯台表（追加表）](#)

[水路誌（追補）](#)

[水路業務法第8条に基づく公示](#)

[【▲ページトップへ戻る】](#)